

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム
における作業チームの設置について（案）

平成 30 年 8 月 xx 日
文部科学省幹部職員の事案等に関する
調査・検証チーム決定

1. 目的

「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下、「調査・検証チーム」という。）の下に、調査・検証チームの円滑な運営のため、作業チームを設置する。

2. 構成員

作業チームの構成員は、文部科学大臣が委嘱する有識者により構成する。

3. 参画内容

作業チームは、調査・検証チームの指示の下、必要な資料の分析及びヒアリング等の具体的調査を行う。

4. その他

作業チームの庶務は、関係局課の協力を得て「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム事務局（平成 30 年 8 月 15 日事務次官決定）」において処理する。